

新潟市秋葉区農業委員会令和3年度9月定例総会議事録

1 開催日時 令和3年9月30日(木)午後3時30分から から午後4時 10分

2 開催場所 新潟市秋葉区役所602会議室

3 出席委員 (15人)

| | | |
|--------------|-----|--------|
| 委員 | 1番 | 鈴木 儀一 |
| 委員 | 2番 | 長井 範親 |
| 委員 | 3番 | 砂原 剛 |
| 農政振興部会長 | 4番 | 佐藤 英一 |
| 委員 | 5番 | 佐々木 和美 |
| 農地部会長 | 7番 | 阿部 信行 |
| 農政振興部会長職務代理者 | 8番 | 坂上 静男 |
| 委員 | 9番 | 早川 秀則 |
| 委員 | 10番 | 窪田 陽一 |
| 委員 | 11番 | 上田 一男 |
| 会長 | 12番 | 小倉 栄造 |
| 委員 | 13番 | 伊藤 君雄 |
| 会長職務代理者 | 14番 | 平野 榮治 |
| 農地部会長職務代理者 | 15番 | 松田 洋一 |
| 委員 | 16番 | 佐藤 千穂子 |

4 欠席委員 (1人) 6番 笠原 綱生

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

| | |
|-----|-------|
| 11番 | 上田 一男 |
| 13番 | 伊藤 君雄 |

第2 議事

| | |
|---------|-----------------------------|
| 議案第 17号 | 新潟市農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第 18号 | 農地法第5条許可申請に関する処分決定について |
| 議案第 19号 | 新津農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について |
| 議案第 20号 | 農地法第3条許可申請に関する意見決定について |
| 議案第 21号 | 新潟市秋葉区農業委員会文書事務取扱要領の廃止について |
| 議案第 22号 | 新潟市秋葉区農業委員会行政文書管理規程の制定について |

| | |
|------|-----------------------------|
| 報告事項 | 新潟市農用地利用配分計画（案）について |
| 報告事項 | 農地の転用事実に関する照会書について |
| 報告事項 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について |
| 報告事項 | 農地法第5条転用届出に関する受理について |

6 農業委員会事務局職員

| | |
|--------|-------|
| 事務局長 | 枝並 和孝 |
| 事務局次長 | 島倉 孝司 |
| 農地係長 | 田中 学 |
| 農地係 | 本望 裕子 |
| 農政振興係長 | 白川 文夫 |

7 会議の概要

| | |
|----------------|---|
| 事務局長 (枝並局長) | お疲れ様です。定刻になりましたので、ただ今から新潟市秋葉区農業委員会、令和3年度9月定例総会を開会いたします。 それでは、最初に小倉会長からご挨拶をいただきます。 |
| 会長 | <挨拶> |
| 局長 | ありがとうございました。 |
| 事務局長 (枝並局長) | それでは、議事日程に従いまして議事に入らせていただきます。 なお、本日は、本日は、6番笠原委員から欠席届をいただいておりますが、定足数を満たしており、会議は農業委員会会議規則第4条により成立しています。 それでは、同規則第5条の規定により、小倉会長から議長を務めていただきます。よろしく願いいたします。 |
| 議長(小倉会長) | それでは最初に議事録署名委員についてお諮りいたします。 議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。 (異議なし) |
| 議長 | 皆さんから異議がありませんので11番・上田委員、13番・伊藤委員を指名いたします。よろしく願いいたします。 |

議長 それでは、議案として提案されている案件に入ります。

議長 議案第 17 号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局
(白川係長) 議案書 1 ページ、議案第 17 号「新潟市農用地利用集積計画の決定について」をご覧ください。

中間管理事業分の利用権設定の新規、新津地区 1 件、筆数 13 筆、面積 22,840 m²であります。

2 ページは「新潟市農用地利用集積計画の公告について(依頼)」案でございます。

農業経営基盤強化促進法第 19 条に基づく公告依頼年月日は令和 3 年 10 月 15 日となります。

3 ページには地区別実績表を添付いたしました。 以上です。

議長 ただ今の説明に対し、ご質問ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長 ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので議案第 17 号は、原案どおり決定しました。

議長 それでは次に移ります

議長 議案第 18 号、農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局
(本望主事)

議案第 18 号 農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について」ご説明
します。

議案書 4 ページ番号 1 全体地図は 5 条— 1 をご覧ください。

所有者 A 氏

転用者 B 氏

小戸下組地区の案件で、稲月推進委員の担当地区です。

本件は、個人住宅建設敷地に係る使用貸借権設定の許可申請です。

申請地は、農振農用地区域外農地、田 1 筆 187 m²で、10ha 以上の一団の農
地に接続していることから第 1 種農地と判定し、代替性の検討を行ったうえ、
集落接続により許可されるものです。

申請者は、90 代の祖母と 70 代の両親の介護を想定し、居住地の裏手にある
申請地を転用し、これに隣接する雑種地を合わせて個人住宅を建設する目的
で申請に及んだものです。

次に議案書 4 ページ番号 2 全体地図は 5 条— 2 をご覧ください。

所有者 C 氏

転用者 D 氏 E 氏

大鹿地区の案件で、稲月推進委員の担当地区です。

本件は、個人住宅建設敷地に係る使用貸借権設定の許可申請です。

申請地は、農振農用地区域外農地、田 1 筆 347 m²で、半径 500 メートル以
内に許可基準に定める 2 つの施設があり、かつ前面道路には上下水道の 2 つ
が埋設されており、第 3 種農地に該当し、許可相当と判断されます。

本件は、親の提供する申請地に子が個人住宅を建設する目的で申請に及ん
だものです。

次に議案書 4 ページ番号 1 全体地図は 5 条— 3 をご覧ください。

所有者 F 氏

転用者 G 氏

市之瀬地区の案件で、石塚推進委員の担当地区です。

本件は、個人住宅建設敷地に係る所有権贈与の許可申請です。

申請地は、農振農用地区域外農地、畑 1 筆 448 m²で、10ha 以上の一団の農地
に接続していることから第 1 種農地と判定し、代替性の検討を行ったうえ、
集落接続により許可されるものです。

申請者は、高齢の祖母と両親の介護を想定し、実家の住居に隣接する申請地を転用し、個人住宅を建設する目的で申請に及んだものです。

なお、ご説明いたしました5条の3件は、いずれも転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

また、ご説明いたしました5条の3件は農地部会に付されました。

以上、事務局説明を終わります。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長

(阿部農地部会長)

引き続き、私から報告します。

令和3年9月27日に開催されました農地部会における農地法第5条許可申請3件について報告します。

議案書4ページ1番の案件です。

本件の転用者 B 氏の代理人で父親の K 氏から申請に至った経緯について説明してもらいました。

それによれば、現在築33年の家に3世帯8人家族で暮らしており、息子が手狭になったので家を建てたいと言い始め、93歳の母70代の今後の夫婦の介護を考えると、遠くに家を建てられると困るので、自宅の裏の畑に建てることを勧めたとのことでした。

裏の畑は交差点の歩道に囲まれているので車の出入りは、歩道を横切ることになるが大丈夫かと指摘したところ、新潟市や地域とも了解をとっているとのことでした。

排水については問題なく、部会としては許可後に申請どおり転用するよう指導し、出席者もこれを了承しました。

次に、議案書4ページ2番の案件です。

本件の申請者 D 氏 外1名の代理人 L行政書士事務所の M 氏から申請に至った経緯について説明してもらいました。

それによれば、家族5人のアパート暮らしをしている娘夫婦が家を建てるにあたり、父親が自宅裏の農地を提供したとのことでした。

排水について問題はなく、部会としては許可後に申請どおり転用するよう指導し、出席者もこれを了承しました。

次に、議案書 4 ページ 3 番の案件です。

件の申請者 G 氏の代理人 N 測量設計事務所の O 氏から申請に至った経緯について説明してもらいました。

それによれば、高齢の祖母と今後両親の介護を想定し実家の近くが良いと考えていたところ、父親の勧めにより実家の隣地に建てることになったとのことです。

排水について問題がないようなので、部会としては許可後に申請どおり転用するよう指導し、出席者もこれを了承しました。

以上、報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 18 号は、原案どおり決定しました。

議長

それでは次に移ります。

議案第 19 号新津農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について事務局、の説明をお願いいたします。

事務局

(島倉次長)

議案第 19 号新津農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について、担当課である産業振興課から説明していただきます。

産業振興課

(信田主査)

当議案について秋葉区産業振興課より内容を説明させていただきます。

今回の案件は、農振農用地の錯誤案件 2 件、除外案件 3 件、用途変更案件

1 件の計 6 件となります。また、位置については、資料ページ 1 でご確認ください。

では、番号 1 についてですが、資料ページ 2 から 11 をご覧ください。資料内容ですが、2 ページは今回の対象用地の一覧で 3 から 11 ページは変更箇所の詳細図となっております。なお、以降の資料は全て変更箇所の詳細図となっております。

この案件は、令和元年度の新関地区圃場整備事業に伴う編入済箇所について、新津郷土地改良区より修正がある旨、申出があり、錯誤として編入及び除外を行うものです。

つづきまして、番号 2 についてですが、資料ページ 12 をご覧ください。この案件は、個人住宅の農振農用地の確認の際、錯誤が判明したことに伴い除外を行うものです。

つづきまして、番号 3 についてですが、資料ページ 13 をご覧ください。この案件は、農業経営の継承を行うにあたり、後継者の分家住宅用地確保のため除外を行うものです。

つづきまして、番号 4 についてですが、資料ページ 14 をご覧ください。この案件は、コンクリート製品の規格等の変化に伴う製品置場確保のため除外を行うものです。

つづきまして、番号 5 についてですが、資料ページ 15 をご覧ください。この案件は、P 病院及び介護老人保健施設の老朽化等に伴う移転用地を確保するため除外を行うものです。

つづきまして、番号 6 についてですが、資料ページ 19 をご覧ください。この案件は、Q 農業協同組合の倉庫の老朽化等に伴う倉庫の移転及び米の集約や品質確保を行う低温米倉庫の用地を確保するため、農業用施設用地への用途変更を行うものです。

説明は以上となります。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、説明のとおり異議なしと決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので議案第 19 号は、原案どおり異議なしと決定しました。

議長 次に、追加議案の 議案第 20 号、農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 「追加議案第 20 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について」ご説明いたします。
(本望主事)

追加議案書 1 ページ 番号 1 調査案件一覧 案件番号 3 条—1 をご覧ください。

譲受人 (株) H 代表取締役 I 氏
譲渡人 J 氏

朝日地区の案件で、古田推進委員の担当地区です。

本件は、売買による所有権移転の許可申請です。
申請面積は 田 7 筆 545 m² 畑 4 筆 493 m² 計 1,038 m²です。
譲受人は農地所有適格法人で、水稻及びソ菜を主体に経営を行っており、申請地と合わせて約 183.13 アールの栽培を予定しております。
譲渡人が労力不足により農地の保持が難しく、規模拡大を図る譲受人に買い取りを申し出たものです。
申請地は農振農用区域内農地で、10 アール当たりの対価は、田畑一律 30 万円です。
本件は、農地法第 3 条第 2 項各号に抵触いたしません。

また、ご説明いたしました 3 条の 1 件は農地部会に付されました。
以上、事務局説明を終わります。

議長 ただ今の事務局からの説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長 引き続き、私から報告します。

(阿部農地部会長)

追加議案書 1 ページ 1 番の案件です。

本件の譲受人 株式会社 H 代表取締役 I 氏 から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、普段から活用されていない状況だったので、関心をもって
いた農地で、話があったので購入を決めたとのこと。今後についての考えを
聞いたところ、この一帯で拡大を考えており、新しいことを始めたいとのこ
とでした。

部会からは、許可後は問題が無いよう申請通り耕作することを指導し、申請
者もこれを了解しました。 以上、報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、
決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案
件について許可相当として意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので追加議案第 20 号は、許可相当として意見決定することとし
ました。

議長

それでは次に移ります。

議長

関連がありますので、再追加議案 第 21 号新潟市秋葉区農業委員会文書事務
取扱要領の廃止についてと再追加議案 第 22 号新潟市秋葉区農業委員会行
政文書管理規程の制定について、 あわせて事務局の説明をお願いいたしま
す。

事務局

(島倉次長)

それでは再追加議案 第 21 号、22 号についてあわせて説明いたします。

再追加議案書 1 ページをご覧ください。

新潟市秋葉区農業委員会文書事務取扱要領の廃止についてです。

市長部局において、公文書管理のための「新潟市公文書管理条例」が10月1日に施行されます。これに関連し、市長部局では、今ある「新潟市文書規程」を廃止し、新たに「新潟市行政文書管理規則」を制定いたします。行政委員会の秋葉区農業委員会でも、文書事務の取り扱いのため「新潟市秋葉区農業委員会文書事務取扱要領」を定めていますが、市長部局で廃止される「新潟市文書規程」の例によるとしているため、議案のとおり本要領を廃止するものです。

つづきまして再追加議案 第22号について説明いたします。

再追加議案書2ページをご覧ください。

新潟市秋葉区農業委員会行政文書管理規程の制定についてです。先ほどお話ししましたとおり、市長部局において「新潟市文書規程」を廃止し、新たに、「新潟市行政文書管理規則」を制定いたします。行政委員会である秋葉区農業委員会事務局も、これに合わせ議案のとおり「新潟市秋葉区農業委員会行政文書管理規程」を制定するものです。

以上事務局説明を終わります。

議長

ただ今の事務局からの説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第21号、22号は原案どおり承認することと決定しました。

議長

それでは、次に報告事項に移ります。

報告事項、

新潟市農用地利用配分計画（案）について、
農地の転用事実に関する照会書について、
農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、
農地法第5条転用届出に関する受理について、
一括して事務局の説明をお願いします。

事務局

議案書の5ページをご覧ください。

（白川係長）

「新潟市農用地利用配分計画（案）について」でございます。
新津地区1件、筆数13筆、面積22,840㎡であります。

（本望主事）

7ページをご覧ください。

報告事項 農地の転用事実に関する照会書についてです。
記載内容のとおり3件回答しました。

次に8ページをご覧ください。

報告事項農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理についてです。
記載内容のとおり2件受理しました。

最後に9ページと10ページをご覧ください。

報告事項 農地法第5条転用届出に関する受理についてです。
記載内容のとおり6件受理しました。
以上です。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

（質問、意見なし）

議長

皆さんからご質問がないようです。以上は報告案件ですのでご了解いただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。

それでは、これで令和3年度9月定例総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

議事録に相違ないことを認める。

議 長 小 倉 栄 造

署名委員 上 田 一 男

署名委員 伊 藤 君 雄